

小浜市水道事業給水条例施行規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給水装置の工事および費用（第3条—第11条）

第3章 給水（第12条—第19条）

第4章 料金および手数料等（第20条—第27条）

第5章 管理（第28条・第29条）

第6章 貯水槽水道（第30条）

第7章 補則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、小浜市水道事業給水条例（平成10年小浜市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第2条 条例第4条に「1戸」とあるのは、1世帯または水道事業および簡易水道事業ならびに下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）がこれに準ずると認めたものをいう。

2 条例第4条に「1箇所」とあるのは、一般住宅以外の建物、営業所、工場および事務所等をいう。

第2章 給水装置の工事および費用

（給水装置新設等の申込）

第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕または撤去の申込みは、「給水装置工事申込書」の提出をもって行う。

（私設消火栓の設置）

第4条 私設消火栓は、これを管理する者の土地内に設置するもので、申込み

のあったとき管理者が適当と認めたものに許可する。

- 2 私設消火栓の設置者は、これを公共のための演習に使用することを拒むことができない。
- 3 前項に規定する演習に使用するときには、「消火栓演習使用届」を提出しなければならない。
- 4 メーターを設置しない私設消火栓は、市が封かんする。

(利害関係人の同意書等の提出)

第5条 条例第5条第2項の規定により、管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のとおりとする。

- (1) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、給水装置所有者の「給水管所有者分岐承諾書」
- (2) 他人の所有地を通過し、または他人の所有する土地もしくは家屋に給水装置を設置しようとするときは、土地もしくは家屋所有者の「給水管布設同意書」
- (3) その他管理者が必要と認めるとき。

(工事費の分納)

第6条 条例第6条に規定する給水装置の工事費は、分納することができる。ただし、必要な事項は、管理者が別に定める。

(分納工事費完納前の給水装置の撤去)

第7条 分納工事費完納前に給水装置を撤去するときには、未納金をすみやかに納入させる。

- 2 前項の未納金をすみやかに納入しないときは、撤去した給水装置またはその材料を処分し、これを未納工事費に充当し、過不足あるときはそれを清算する。

(所有者以外の使用者より修繕等の申込)

第8条 給水装置の修繕等については、給水装置の所有者（以下「所有者」という。）以外の給水装置の使用者（以下「使用者」という。）から修繕等の

申込があった場合は、その使用者を当該所有者とみなし、工事費を負担させることができる。

(市の修繕区間)

第9条 給水装置のうち、配水管への取付口から水道メーターまでの修繕またはその他管理者の責に属するものと認められる修繕については、市が負担する。ただし、所有者等の責に帰すべき修繕については、その者の負担とする。

(竣工届の提出)

第10条 条例第7条第2項に規定する工事竣工後の工事検査の申込みは、「竣工届」の提出をもって行う。

(分岐のある給水管の撤去、使用廃止)

第11条 分岐のある給水管所有者で給水装置の撤去または水道の使用廃止を請求しようとするときは、あらかじめ分岐管所有者に通知しなければならない。この場合において、分岐管所有者が、その施設の改造または給水管取得の手続きをしないときは、水道の使用を廃止したものとみなす。

2 分岐管所有者が、給水管取得の手続きをする場合には、当該給水管が布設されている土地の所有者の同意書を添えなければならない。

第3章 給水

(給水の申込)

第12条 条例第14条に規定する給水の申込みは、「給水装置使用・開始・中止・廃止届」の提出をもって行う。

(代理人および管理人の選定届等)

第13条 条例第15条の規定による所有者の代理人選定もしくは変更の届出または条例第16条の規定による給水装置の管理人の選定または変更の届出は、「代理人・管理人選定(変更)届」により行う。

(所有者不在の場合の事務代行)

第14条 所有者が不在のため、給水装置についての届出等事務上の処理ができない場合は、家主または土地所有者、水道使用者その他の利害関係者から

の申出により、所有者がすべき行為を代行させることができる。

(メーターの点検に支障となる物件の処置)

第15条 メーターは清潔に保管し、メーターの設置場所には、検針または修繕に支障ある物件を置き、または工作物を設置してはならない。

2 管理者が必要と認めたときは、メーターの設置場所を変更させるか、またはメーターの変更、改善をさせることがある。

3 前項に係る費用は、水道使用者等が負担しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第16条 条例第20条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を廃止または中止しようとするときは、「給水装置使用・開始・中止・廃止届」の提出をもって行う。

(2) メーターの口径を変更しようとするときは、「給水装置工事申込書」の提出をもって行う。

(3) 使用者または所有者に変更があったときは、「使用者・所有者異動届」の提出をもって行う。

(4) 消火栓を消防に使用したときは、「消防用水使用届」の提出をもって行う。

(給水装置の所有権の承継)

第17条 給水装置の所有権を承継した者は、給水装置に関する一切の義務を承継したものとみなす。

(給水装置の使用者の行為および責任)

第18条 使用者は、条例の定めるもののほか、給水装置の管理、処分について一切の責任を負うものとする。ただし、所有者と使用者が異なる場合には、使用者の行った給水装置についての行為はすべて所有者の行った行為とみなす。

(給水装置および水質検査の請求)

第19条 条例第23条第1項による検査請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもって行う。

第4章 料金および手数料等

(メーターの点検)

第20条 水道の係員または検針員は、メーターを毎月定例日に点検し、使用した水量をそのつど使用者に告知する。

2 前項によりメーターを点検するときは、当該使用者はつとめてこれに立会うものとする。

3 使用者は、前項の規定による点検に立ち会わないことを理由に、その結果について異議を申出ることにはできない。

(定例日)

第21条 条例第26条に規定する定例日は、毎月地域ごとに定めた日とする。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(使用水量の端数計算)

第22条 使用水量1立方メートル未満の端数は、翌月の使用水量に算入する。ただし、水道の使用を中止し、または廃止した場合の1立方メートル未満の端数は切り上げる。

(水量の認定基準)

第23条 条例第27条に規定する水量の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) メーターに異状があったときは、前3月の平均使用水量またはメーター取替後の使用水量等を基礎として、異状があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 使用者の不在、その他やむを得ない理由のためメーターの点検が不可能なときは、前3月の平均または前年同期の使用水量を基礎として認定する。ただし、前3月または前年同期の使用水量がないときは、管理者の推定によるものとする。
- (3) 消火のための水道を使用した場合は、その使用水量を認定して控除する

ことができる。

(臨時使用の場合の概算料金)

第24条 条例第29条の規定による前納すべき料金の額は、臨時使用の最長期間を180日(6月)とし、その期間以内の使用予定水量に1立方メートル当りの条例第25条表中超過料金最高額に2倍を乗じた額とする。

(料金等の納期)

第25条 料金の納期は、納入義務の発生した日からその日の属する月の末日までとする。ただし、口座振替の方法によるときは、納入義務の発生した日の属する月の26日(以下「口座振替指定日」という。)に口座振替を行うものとする。この場合において、口座振替指定日に預金口座の残高が、料金の金額に満たない等の理由により口座振替ができないときは、翌月10日に再度口座振替を行うものとする。

2 手数料および工事費等の納期は、納入義務の発生した日から10日以内とする。

3 前2項において、当該納期限が小浜市の休日を定める条例(平成元年小浜市条例第37号)に規定する休日に該当するときは、これらの日の翌日を当該納期限とみなす。

(料金等の減免申請)

第26条 条例第35条の規定により減免を受けようとする者はその事由を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。この場合において、軽減の額は管理者が別に定める。

(身分証明書の携帯)

第27条 給水装置の検査、メーターの点検、その他メーターの検針および料金の徴収に従事する職員および委託人または給水装置の検査等その他職務を執行する職員は、管理者の交付した身分証明書を携帯しなければならない。

第5章 管理

(給水装置操作の禁止)

第28条 メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、管理者の指定する市職員またはその職員に指示された者でなければ操作してはならない。ただし、消火または消火演習のため消防職員が消火栓を開閉することはこの限りでない。

(メーターの試験)

第29条 使用者は、メーターの試験を申請することができる。その結果、計量法（平成4年法律第51号）による使用公差の範囲内を超えたときは、その割合に応じて使用水量を認定する。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第30条 条例第41条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理およびその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を、毎年1回以上定期に行うこと。

イ 水槽の点検を行う等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項うち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関または厚生労働大臣の指定する者による給水栓における水の色、濁り、におい、味に関

する検査および残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

第7章 補則

(申請書等の様式および届出の期限)

第31条 この規程に基づく申請書、届出書その他の届出の様式は、別表による。

2 条例第20条に基づく届出の期限は、届出義務発生前または後3日以内とする。

(その他)

第32条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第 3 1 条關係）

給水条例施行規程様式一覽

様式 番号	様式名	關係条文
1	給水装置新設・改造・修繕・撤去工事申 込書	第 3 条、第 1 6 条第 2 号
2	消火栓演習使用届	第 4 条第 3 項
3	給水管所有者分岐承諾書	第 5 条第 1 号
4	給水管布設同意書	第 5 条第 2 号、第 1 1 条第 2 項
5	給水工事費分納証書	第 6 条
6	竣工届	第 1 0 条
7	給水装置使用・開始・中止・廃止届	第 1 2 条、第 1 6 条第 1 号
8	代理人・管理人選定（変更）届	第 1 3 条
9	使用者・所有者異動届	第 1 6 条第 3 号
1 0	消防用水使用届	第 1 6 条第 4 号
1 1	給水装置・水質検査請求書	第 1 9 条
1 2	水道料金減免申請書	第 2 6 条
1 3	身分証明書	第 2 7 条

(裏面)

給水装置工事設計書

設 計						精 算			配 管 平 面 図	
種 別	形 状	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額		
サドル分水栓			ヶ						
止 水 栓			ヶ							
メ ー タ ー			ヶ							
分 水 堀			ヶ所						
布 設 堀			m							
諸 経 費										
舗装本復旧費			m ²							
以上連結分	計									
									
									立 体 配 管 図	
諸 経 費									
以上宅地内	計									
小 計										
設 計 料										
消 費 税										
合 計										
設計審査手数料										
検査手数料										
証 紙 等										
総 計										

(裏面)

様式第2号(第4条第3項関係)

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

小浜市長 様

住 所
消火栓使用者
氏 名



次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

演 習 使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
消火栓の設置場所	
消 火 栓 の 種 別	地上式 地下式
演 習 の 内 容	
備 考	

様式第3号(第5条第1号関係)

給水管所有者分岐承諾書

年 月 日

小浜市長 様

既設管所有者 住 所
氏 名

㊟

下記の者より、給水装置新設のため、私所有の既設管より永久に分岐引用するよう申し入れがあったので、無条件で承諾致します。

万一、私方給水管の所有権を他人に移転するような場合は、相手方に対して同じ条件をつけて売却または譲渡致します。

尚、本承諾に関し、紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

既設管所在場所

既 設 管 口 径

分岐布設場所

分岐請求者 住 所
氏 名

㊟

様式第4号(第5条第2号、第11条第2項関係)

給水管布設同意書

年 月 日

小浜市長 様

給水装置新設のため 所有の に給水管を布設
することに同意致します。

後日、何らかの紛争が生じた場合は当事者間で処理致します。

万一、上記土地の所有権、使用权を他に移転する場合は、相手方に対して同条件で移
転致します。

給水装置設置場所

給水管布設場所

給水申込者 住所
氏名 ①

給水管布設地所有者 住所
氏名 ①

給水管布設地使用者 住所
氏名 ①

様式第5号(第6条関係)
(表)

年 月 日

小浜市長 様

住所
 申込人
 氏名 _____ (印)
 住所
 保証人
 氏名 _____ (印)

次のとおり分納したいので、承諾ください。なお、下記のとおり毎月指定期日までに納付することを、保証人と連署してこの証書を提出します。

給水装置工事費分納証書			
給水装置 設置場所	小浜市 番地		
種別および用途	専用 共用 () 用 第 号		
工事費分納 期間および額	自 年 月 日	回分納	
	至 年 月 日	毎月 日納付します	
	前納額(第一回)	円	分納額 円
摘要			
(註) 1 保証人は市内に居住し市内に土地または家屋を所有している者とする。 2 第一回分納工事費納付後着工します。 3 工事費精算の結果増減あるときは最終回において調整します。 4 工事費完納までは所有権は本市にあるものとします。			

(裏)

分 納 整 理 票

申 込 人			
給水工事費(予納金総額)			
給水工事費(精算額)			
精算月日	年 月 日	竣工月日	年 月 日
分 納 金			
第 1 回	円	月 日	係 印
第 2 回	円	月 日	係 印
第 3 回	円	月 日	係 印
第 4 回	円	月 日	係 印
第 5 回	円	月 日	係 印
計	円		

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

小浜市長 様

指定給水装置工事事業者 住 所
氏 名 (印)
指定給水装置工事主任技術者 住 所
氏 名 (印)

さきに、委託を受けて施工した給水装置の工事が完了したので、検査をして下さい。

竣 工 届			
給水装置 設置場所	小浜市 番地 (用)		
給水種別	専用 共用 私設消火栓	受付年月日	年 月 日
工事の種類	承認 No. 年 月 日着工 年 月 日竣工		
工事申込者	住 所 氏 名		
摘 要			
※ 竣工検査	年 月 日		印
	職名	氏名	

様式第7号(第12条、第16条第1号関係)

年 月 日

小浜市長 様

使用者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電 話

()

下記のとおりお届けします。

給水装置使用(開始) (中止) (廃止)届	
給 水 装 置 設 置 場 所	アパート名 小浜市
届 出 区 別 お よ び 月 日	開始 中止 廃止 年 月 日
中 止 また は 廃 止 の 時 刻 は その 理 由	
所 有 者 ま た は 代 理 人	住 所 氏 名 電話
料 金 納 付 方 法	口座振替 ・ 郵送等 ・ 集金(区)
精 算 日	年 月 日 時 分
移 連 絡 先	電話
下 水 道 使 用	有・無

※小浜市水道事業給水条例が契約の内容となります。

行政区	整理番号	団 体	口径	メーター番号	指 針	検 満
需要家番号	親需要家番号	備 考				

課長		グループ リーダー		台 帳 処理者		受付	
----	--	--------------	--	------------	--	----	--

様式第 8 号(第 13 条関係)

代理人 選定(変更)届
管理人

年 月 日

小浜市長 様

給水装置所有者 住 所
氏 名

次のとおり代理人
管理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	小浜市	番地
代理人 住所、氏名 管理人		印

様式第9号(第16条第3号関係)

年 月 日

小浜市長 様

新
 使用者 住所
 所有者 氏名 (印)
 使用者 住所
 旧
 所有者 氏名 (印)

下記のとおりお届けします。

使用者 異動届 所有者	
給 水 装 置 所 設 置 場 所	小浜市 番地
給 水 種 別	専 用 共 用 第 号
異 動 年 月 日	年 月 日
異 動 事 由	
届 出 事 項 明 細	

※小浜市水道事業給水条例が契約の内容となります。

(No.)

課 長	グループ リーダー	台帳処理者	受 付 者

様式第 10 号(第 16 条第 4 号関係)

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

小浜市長 様

住 所
氏 名



消防用として下記のとおり水道を使用したのので届け出します。

記

火 災 発 生	日 時 場 所			
使 用 し た 消 火 栓				
場 所	栓 数	時 間	水 量	摘 要
		自 午 時 分 至 午 時 分 分間	m ³	
		自 午 時 分 至 午 時 分 分間		
		自 午 時 分 至 午 時 分 分間		
計		時間 分	m ³	

様式第 11 号(第 19 条関係)

給水装置
水 質 検 査 請 求 書

年 月 日

小浜市長 様

住 所
使用者
氏 名



次の理由により 給水装置
水 質 の検査を請求致します。

- 1 給水装置の場所
- 2 検査請求の理由(なるべく詳細に記入して下さい。)

(注) 給水装置
水 質 について該当する箇所を○で囲んで下さい。

小浜市長

様

申請者 住所

氏名

㊞

TEL

水道料金減免申請書

(公共下水道使用水量認定)

水道料金(下水道使用水量)について、下記状況のとおり漏水しましたので、減免(認定)を申請します。

記

給水設置場所	小浜市		
使用者氏名		お客様番号	
申請理由及び事故状況 (原因・個所等)			
事故修理状況			
修理確認者	(市指定工事店)		年 月 日 申込受理 年 月 日 修理済

※添付書類：状況写真

課長	グループリーダー	課員	担当
(同) 上記申請について、下記とおり処理してよろしいか。			
小浜市上下水道料金徴収等業務委託規程第2条により受託したもの			

決定区分	減免する ・ 減免しない			メーター	φ No.	
決定理由				メーター種類	水道・井戸・控除	
				支払方法	水道 BK・千・直	下水道 BK・千・直
前3ヵ月の水量	月分 m ³	月分 m ³	月分 m ³	平均	m ³	
修理後の水量	月分 m ³					

	メーター		減率		検針時(更正前)	更正後	変更
月分	指針			水量	m ³	m ³	m ³
	検針日		%	金額	円	円	円
	推定漏水量	m ³ (倍)		収納状況	円	年 月 日 収納 ・ 未納	
月分	指針			水量	m ³	m ³	m ³
	検針日		%	金額	円	円	円
	推定漏水量	m ³ (倍)		収納状況	円	年 月 日 収納 ・ 未納	

変更金額合計	円 (還付・充当・更正納付) 令和 年 月 日 予定		
処理事項	住基システム：	会計システム：	集計表：

※ 前3ヵ月の水量平均は、m³未満切り捨て。推定漏水量は、m³未満切り上げ。

様式第 13 号(第 27 条関係)

身 分 証 明 書(職員用)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>小浜市上下水道課</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>上記の者は本市上下水道課職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">小浜市長 印</p>	写 真	6.0 cm
9.0cm		

身 分 証 明 書(委託人用)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>下記の者は小浜市上下水道事業の委託者であることを証明する。</p> <p>委託業種</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">小浜市長 印</p>	写 真	6.0 cm
9.0cm		